

# 外国人児童生徒に対する韓国の教育政策に関する考察 — 「多文化家族」の子どもたちの学習権を中心に— A Study of Plans for the Educational Support of the Foreign Children in Korea: Focusing on Right to Learn for Children of Multicultural Families

金 泰勲 KIM, Tae Hoon

● 国立教育政策研究所  
National Institute for Educational Policy Research

**Keywords** 多文化社会, 言語教育, 韓国語教育課程, 学習権, インターナショナルスクール, バイリンガル教師, 多文化コーディネーター  
multicultural society, language education, KSL, right to learn, international schools, bilingual teacher, multicultural coordinator

## ABSTRACT

本稿は、多文化家族、要するに外国人児童生徒の学習権の保障や彼（女）らと共生するための教育のあり方についてまとめたものである。以下のようなことが明らかになった。第一に、学校を中心と社会統合のカリキュラムを確立するためには、バイリンガル教師を育成し、バイリンガル教育を拡張する必要がある。第二に、幼児が就学後、学校教育に上手く適応できるように、幼児の早期教育の実行が必要である。第三に、政府は、多文化の子どもを対象とし、多文化教育政策を止揚する多文化家族センターにおいて第一世代である親に対する教育プログラムをより積極的に実行すべきである。第四に、地域住民の認識の変化と「多文化差別禁止法」等の制定により、教育的に疎外されやすい多文化家族の児童生徒のために韓国語教育政策を行うべきである。第五に、韓国では、1999年以降外国人学校に関する政府の指針が明確化し、日本で言ういわゆる「一条校」として市民権を得ている。

This thesis centers on analyzing the problems for children of multicultural families, formulating a support

and educational plan to enhance their academic achievement and develop the potential. First, to establish the curriculum of social integration with the center of the school, to cultivate special assistant teachers and extend a bilingual language education. Second, with the execution of early education for infants, they should adapt themselves to school education after the admission to the school. Third, the government should sublimate a multicultural education policy targeting multicultural children and implement the parent's education of the immigration first generation by the integrated operation program of Multicultural Family Center. Fourth, it is the Korean language education policy should change in order to embrace the multicultural children including the midway entry children and youth who fall to the group of educational alienation by the enactment of the Multicultural Discrimination Prohibition Act for local residents' change of recognition and cultivate them as future talents. Fifth, in Korea, since 1999, there has been a series of related legal amendments, actively promoting domestic international schools in the education system, and moving towards granting them a status, equivalent to mainstream schools (equivalent to Article 1 schools in Japan).

## 1. はじめに—研究の意義および目的—

旧来、韓国に生活する外国人は、古くから暮らす華僑が大半を占めていた。1980年代に入ると、中国、ベトナム、タイ、フィリピン、モンゴルなどからの労働者、「セトミン」（北朝鮮からの亡命者）、難民など、移住者は多様化する。

こうした外国人移住者の増加により、2000年代に入ると、韓国の人口構成に大きな変化が見られるようになった。1997年に約39万人だった在韓外国人は2007年には100万人を超え、10年間で175.5%増加し、2011年には約126万人、2013年には約158万人<sup>1</sup>に達し、全人口の3.15%を占めるようになった。こうした人口構成の変化から韓国社会において「多文化社会 (multicultural society)」<sup>2</sup>という言葉が用いられるようになり、「多文化家庭」(multicultural family)<sup>3</sup>という言葉も用いられ、多文化社会に対応するための施策として言語施策を中心に、多様な施策を立てて支援活動を行うようになった。

なかでも言語施策に最も力を入れ、全人口の3.15%を占める外国人移住者と韓国人との共生を目指している。そのために、彼(女)らに韓国語をどのように教え、彼(女)らの言語(母語)を韓国民がどのように受け止めなければならないのか、その方法論をはじめ言語施策に関する研究が「教育部」<sup>4</sup>や「市・道教育庁」(日本の都道府県に相当する)などを中心に積極的に行われるよう

になった。

また、研究者らによる研究も行われるようになった。崔佳英(2008)「韓国における外国人労働者の児童生徒の教育権」、松岡洋子(2008)「韓国の移住外国人に対する韓国語施策および教育事情」、宣元錫(2009)「働き出した韓国の移民政策」、李月順(2010)「韓国の学校における「多文化家庭」の子どもの教育と課題」、黄カップジン(2011)「学校多文化教育政策とプログラムの現況と問題点」、朴ジョンア(2012)「多文化時代の韓国語教育政策と推進現況」、宋キチョル(2013)「多文化家庭子女の韓国語教育支援方案に関する研究」らがそれである。これらの研究は、外国人政策と関連する国の施策を中心に挙げたカリキュラムに対する研究である。そして、外国人児童生徒の学習権について論じた研究には崔インチョル(2009)「多文化家族の子女らの教育を受ける権利」、郭ハンヨン(2010)「多文化教育政策の問題点と改善方案に関する研究」、崔キョンオク(2012)「韓国における多文化家庭の児童の教育権」が、修士学位論文として、金チャンス(2010)「移住労働者子女の教育権保護のための法的法案研究」、金ミソン(2010)「多文化家庭子女の「教育権利」多文化家族支援方を中心に」、金ソヨン(2009)「外国人移住労働者の子どもの教育を受ける権利」など、最近多く見られるようになったが、これらは法学の観点で挙げたものであり、教育学の観点で挙げている。

本稿の狙いは、ここ数年来韓国政府が進めている韓国における「外国人学校」や公立学校に在籍している「多文化家族」の児童生徒に対する支援施策を中心に、学校教育において欠かせない「学習権保障」や「社会統合」に焦点を当て、異なった人種と共生できるために、今後の韓国に生きる外国人の児童生徒の教育施策に示唆することにある。

## 2. 外国人学校の児童生徒の学習権を考える

ユネスコ憲章前文、また、同憲章の第1条（目的及び任務）に「世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって」とあるように、世界の諸人民に対して、異なった人種、性、言語又は宗教に対する理解が必要であり、そのためには、教育は諸人民の間には協力がなければならない義務であり、それは教育を通して諸人民の間にコミュニケーションが取れるようにすること、また誰もが言語の差別なしに教育を受ける権利があることがえる。こうしたユネスコの理念は、まさに、今の韓国社会において大きな課題の一つとなっている。

日本では、国内に居住する外国人が通う学校を「外国人学校」といい、学校教育法上の「各種学校」として設置され、「学校教育法」第1条に定める、いわゆる「1条校」に該当しないため、就学義務の履行とは認められていない。それゆえ、中学校レベルの外国人学校を卒業しても、日本の高等学校の入学資格は認められていない。

他方、韓国において外国人学校に関する政府の指針が明確化されたのは1999年である。1999年以前は、韓国内の外国人を対象としたほとんどの教育機関に対して、学校としての法的地位は与えられておらず、出入国管理法に基づく「外国団体」としての位置づけがなされていた。諸外国においては外国団体に関する規制を撤廃する趨勢にあること等に鑑み、「規制改革委員会」<sup>5</sup>から「法務部」

に対して、外国団体登録制度の廃止が要求された。これを受けて、1999年2月5日に出入国管理法が、同年2月26日に同法施行令がそれぞれ改正され、外国団体の登録制度は廃止された。その後、2001年の「初・中等教育法」の改正によって、外国人学校が法律レベルで積極的に位置づけられたが、外国人学校の卒業生には学歴が認定されず、韓国の学校に進学する場合は、入学資格を得るための検定試験を受けなければならない状態が続いていた。特に華僑学校についてこの点が問題となり、2006年「国家人権委員会」<sup>6</sup>は「教育人的資源部長官」に対し、華僑学校の生徒が韓国の学校に進学する時に学歴が認定されないことは、出身国家を理由にした差別に該当する旨の判断を伝え、華僑学校の学歴を認定する方策を講ずるよう勧告を行った。韓国においては、一連の法令改正を通じて「外国人学校」に対し法令上積極的な位置づけが与えられてきており、2009年には設置・運営に関する具体的な基準が「大統領令」の形で定められている。

これによると、韓国の教員資格を持った者が、国語と社会の授業を一定時間以上行っている外国人学校については、学校側の申請に基づき韓国の学校と同等の学歴を認定する制度を導入している。学歴認定を希望する外国人学校に対して国語と社会の授業を義務づけることで、学習権の保障や社会統合機能とのバランスを図ろうとしている。

## 3. 社会統合機能として公立学校の外国人児童生徒に対する韓国語教育施策

韓国政府は、2006年、関係「部・処」（「部」は日本の「省」、「処」は日本の「庁」に該当する）が合同で多文化家族の児童生徒を支援する目的で「女性結婚移民者家族および混血人移住者社会統合支援「方案」」<sup>7</sup>を始め、2007年には、「…在韓外国人が大韓民国社会に適応して個人の能力を十分に発揮できるようにし、大韓民国国民と在韓外国人が相互を理解し、尊重する社会環境を作り大韓民国の発展と社会統合に貢献できることを目

的」とする「在韓外国人処遇基本法」(2007年5月17日, 法律第8442号)を制定・公布した。

また, 2008年には「多文化家族」を支援するための法的根拠となる「多文化家族支援法」(2008年3月21日, 法律8937号)を制定・公布し, 多文化家族支援政策を支援するための法的・制度的基盤を構築した<sup>8</sup>。2009年2月には, 「外国人学校制度改善計画」(1999年指針)に基づき, 「外国人学校」に対し学歴を認める法令上の位置づけの具体的な基準「外国人学校及び外国人幼稚園設立運営に関する規定」(大統領令21308号)が定められている。

これに基づき, 政府では, 「法務部」, 「女性家族部」<sup>9</sup>, 「教育部」, 「文化体育観光部」, 「行政安全部」<sup>10</sup>等の関連部処が共同で, 「第1次外国人施策基本計画(2008～2012)」や「多文化家族支援施策(2010～2012)」を立てて, 施行している。これまで, 政府が推進してきた多文化家庭のための支援施策を要約すると, 次のとおりである。

- ・2006年: 「女性結婚移民者家族および混血者移住者への社会統合支援方案」の発表
- ・2007年: 「在韓外国人処遇基本法」の制定
- ・2008年: 「多文化家族支援法」の制定
- ・2008年: 「第1次外国人基本計画」<sup>11</sup>の発表
- ・2009年: 「外国人学校及び外国人幼稚園設立運営に関する規定」の公布
- ・2010年: 「多文化家族支援政策」の発表
- ・2013年: 「第1次外国人基本計画」の発表

## 4. 教育部 (Ministry of Education) による外国人児童政策支援施策

### 4.1 「韓国語教育課程」(KSL: Korean as Second Language) カリキュラムの導入

2000年代に入り, 外国生まれの多文化家族だけではなく, 韓国生まれの多文化家族の子どもの公立学校への編入学が急増し, 韓国語の指導を必要とする多文化家族の児童生徒のための体系的な韓国語の指導体制が問われるようになった。

2013年の教育部による暫定統計によると, 韓国の公立の初等・中等学校に在籍している外国籍の児童生徒は55,767人で, そのうち約18%に該当する10,093人が韓国語の理解度が非常に低いため指導する必要があるにもかかわらず, 彼(女)らのためのカリキュラムがなく, 韓国人の子どもと同様のカリキュラムを受けなければならない状況が続き, 彼(女)らのほとんどが学校生活を営む上で非常に困難な状況であった。

2014年度には表1・表2で示しているように, 多文化児童生徒は67,806人とさらに増加している。KSLカリキュラムによると, 韓国語指導は, 多文化家族の児童生徒が韓国語を用いて学校生活を営むとともに, 学習に取り組むことができるようにすることを目的とする。韓国の学校生活や社会生活について必要な知識を学び, 韓国語を使って行動する力を身につけることが主な目的となる。具体的には, 後述の学習目標にもあるように, 韓国語に対する基礎知識を理解し, 日常生活に必要な基本的なコミュニケーション能力の涵養, つまり, 挨拶の言葉や実際の場面で使用する韓国語の表現を練習したり, 自分の名前をハングルで書

表1 多文化児童生徒の年間比率の変化

数 \ 年度	2010	2011	2012	2013	2014
多文化児童生徒数 (A)	31,788	38,678	46,954	55,780	67,806
全体児童生徒数 (B)	7,236,248	6,986,853	6,732,071	6,529,196	6,333,617
多文化児童生徒比率 (A/B*100,%)	0.44	0.55	0.70	0.86	1.07

(出所) 教育部HPより作成。

表2 2014年4月現在多文化家庭児童生徒数

総計 (人)	学校種別	初等学校	中学校	高等学校	計
	韓国生まれ	41,575	10,325	5,598	57,498
	中途入国	3,268	1,389	945	5,602
	外国人家庭	3,454	811	441	4,706
	総計	48,297	12,525	6,984	67,806
比率 (%)	71.23	18.47	10.30	100	

(出所) 教育部HPより作成。

いたり、教室に掲示されている文字を理解できるようにしたりすることなどである。

しかしながら、2012年までは、公立学校において多文化の児童生徒のための統一された韓国語学習支援制度や教材はなく、学校独自に作成するか、民間学習機関の作成した教材、または、市・道教育庁の成人向けに作成した教材を使用していた。実際に当時は言語の問題から、公立学校では彼(女)らを受け入れることに消極的で、多文化の児童生徒の多くは、公立の教育機関ではなく、民間の運営する韓国語教育機関<sup>12</sup>で数ヶ月から1年間程度韓国教育を受け、公立学校に編入することが多かった。こうした課題を解決するために、教育部では、2012年7月、KSLカリキュラムを教育部告示(2012-11号)<sup>13</sup>した。KSLカリキュラムの告示によると、その導入について多文化児童生徒への韓国語の基礎学力を強化することを狙いとし、次のような学習目標を設けている。

- ア. 韓国語に対する基礎知識を理解し、日常生活に必要な基本的なコミュニケーション能力を涵養する。
- イ. 韓国語で行われる学校での授業の状況に能動的な学習者として3加できる韓国語能力を養う。
- ウ. 韓国社会と文化に適切に対応できる相互の文化の理解とコミュニケーション能力を育てる。
- エ. 韓国語への興味と韓国語の使用に自信を持って、韓国社会の1員として肯定的な態度とアイデンティティを涵養する。

この課程が設けられたことで、「初等学校」(小学校に該当する)、中学校、高等学校においてKSLを正規のカリキュラムとして設けることができるようになった。KSLカリキュラムの告示とともに教育部では、学校で韓国語学習が体系的に行われるように韓国語の標準教材の開発と普及をはじめ、関連する施策支援計画を策定、推進している。

#### 4.2 KSLカリキュラム関連支援施策の現状

教育部では、KSLカリキュラムの告示の前後に、学校で韓国語教育が効率的に行われるように、次のような支援事業を定め、行っている。

まず、第1に、「国立国語院」では、2012年に教育部からの支援を受けて、韓国語レベルの判断ツールとして、それまでの大人用ではなく、児童生徒用の「韓国語能力試験」(TOPIK: Test of Proficiency in Korean)<sup>14</sup>のための標準教材6冊(初等学校・中学校・高等学校別各2冊)を開発し、学校に普及している。また、国立国際教育院では、韓国語能力診断ツールに対する2013年度の全国の学校での妥当性に関する調査研究を行い、2014年から学校において韓国語教育を必要とする児童生徒を対象とする習熟度別学級編成による韓国語学習を行っている。

また、これらの教科書は、「教育部国家「平生教育」(生涯学習)振興院(NIME: National Center for Multi-cultural Education)中央多文化教育センター」(以下「中央多文化教育センター」)が中心となり、韓国語教育を実施する目的で「多文化予備学校」<sup>15</sup>「多文化予備学級」<sup>16</sup>「KSLカリキュラ



ム研究（試験）学校」<sup>17</sup>などで、試験的に韓国語の教材として使用されるようになった。これらの学校の教育実践については、後述（4.3）する。教材だけでなく、効率的な韓国語の指導ができるように、市・道教育庁を通じて韓国語講師の採用や韓国語学習プログラム運営にかかる諸経費の支援も行っている。また、「二重言語講師」（バイリンガル講師）などの支援も行っている。

第二に、中央多文化教育センターでは、2013年からKSLカリキュラム研究学校を中心にKSLカリキュラムを運営する機関の関係者の韓国語教育の力量を高めるための研修や運営のコンサルティングも行っている。

また、バイリンガル教育の継続的な質の向上のためのバイリンガル講師養成課程を設け、海外からの招待教員をバイリンガル講師として活用し、人材バンクも多様化している。

バイリンガル講師の育成は、ベトナム語、タイ語、モンゴル語、ロシア語など韓国におけるマイノリティの言語を優先的に行っている。初等教育教員養成機関である「国立京仁教育大学」「国立ソウル教育大学」「国立晋州教育大学」また、「国立忠北大学」「韓南大学」で2012年度は1年間600時間の研修教育が必修であったが、2013年度からは「国立春川教育大学」「大邱大学」が加わり、1年間900時間の教育を受けなければならない。カリキュラムは、「多文化教育の理解」、「多文化家庭の児童生徒のための教授・学習法」、「バイリンガル教育論」、「児童発達と心理」、「韓国語発音と教育」などがある。結婚移住者を中心とし、2011年125人が、2012年298人、2014年には600人が資格をとり、2015年には1254人が資格を取る予定である。ちなみに、バイリンガル講師の資格を取った言語の内訳は、中国語、日本語、ロシア語、モンゴル語、ベトナム語の順である。

#### 4.3 KSLカリキュラムの運営機関の指定と拡大運営

教育部は、2012年、KSLカリキュラムの告示以降、学校現場で韓国語教育が上手く行なわれるように、全国に11,700以上の初等・中等学校のな

かから多文化家族の児童生徒の多い学校の中からランダムに学校を選び、多文化予備学校と指定し、中途入国者を対象に韓国語と韓国文化に関する教育を集中的に実施している。

KSLカリキュラム研究学校は、模範的な学校の運営事例を研究・公表するために、2013年から学校の状況に応じて指定し、2年間支援するものである。KSLカリキュラムの運営計画を策定し、試験運用をへて、今後のKSLカリキュラムの導入および運用に関して、事例を公表する。KSLカリキュラム研究学校は中途入国の多文化家族の児童生徒と韓国に生まれた多文化家族の児童生徒で韓国語能力に乏しく、学校生活と通常の教育課程を履修することができない児童生徒を対象に韓国語教育を集中的に実施している。

2013年度に31校、2014年度に39校を指定、運営している。「多文化予備学校」と同じく韓国語講師とプログラム運営費の支援を教育部から受け、週平均10時間前後の韓国語教育を実施している。

## 5. 多文化コーディネーター制度

多文化コーディネーターとは、教育部による「多文化児童生徒の教育先進化（先端化）方案」（2012年3月12日）に基づき、教育部と文化体育観光部および「総理室」（内閣府）が連携して行うプログラムで、主な仕事は、各市・道教育庁において多文化家族の児童生徒の入学相談から学校の配置、事後管理にいたるまで学校生活だけではなく、「出入国管理局」での外国人登録、国籍取得等、日常生活に関するすべてを支援する。特に、管轄する自治体にある「平生教育センター」（生涯学習センター）と協力して学校に在籍していない多文化家族の児童生徒も積極的に見つけ出し、学校への編入学を支援するなどの役割を担う。この資格は、第1次の筆記試験（「多文化家族福祉論」「人間関係論」「児童生活指導論」「相談及び心理治療」）および第2次の実務および心理検査に合格した人で、「資格基本法」（第18条）による欠格の事由のない人の中から選ばれる。4年制大学で社会福

祉学、青少年学、教育学のいずれかを専攻した人で英語や中国語など外国語でコミュニケーションを取ることが望まれる。2013年10月現在、多文化コーディネーターは、ソウル市、釜山市、世宗市、京畿道、忠清北道、江原道、全羅南道、慶尚南道などの自治体で26人を配置している。主な仕事の場合は、多文化支援政府機関である教育部中央多文化教育センターと地方自治体の多文化関連機関と各学校の関連研究センターの大学付属国際交流院、民間団体の多文化家庭支援センター及びボランティア団体、外国の国際通商機関、文化交流団体、社会福祉機関、地域の児童生徒センター、青少年支援センター等幅広い分野で、多文化児童生徒らを指導支援している。

現在、8カ国語（英語、中国語、日本語、モンゴル語、ベトナム語、タイ語、ロシア語、タガログ語）で支援している。

## 6. グローバル重点学校の育成

グローバル重点学校とは、教育部の支援の下に、市道教育庁の管理下に、音楽、美術、体育、美容、料理などの才能を育成する、いわゆるこれらの分野における英才教育を行なう目的で選ばれた学校で、150校を支援する計画である。中等教育対象の「重点型」120校と初等教育対象の「集中支援型」30校を計画している。2013年現在約100校を指定し、多文化家族の児童生徒が創造的なグローバル人材として成長できるように、学習指導から部活指導、資質・素質教育を支援している<sup>18</sup>。

## 7. その他の支援施策

本稿では、多文化児童生徒のための、韓国語支援施策を中心に考察してきた。一方で、韓国の1般の児童生徒にも多文化児童生徒理解のために、日本同様に韓国でも教育課程の編成は校長の権限であるため、独自のカリキュラムを設けている学校も少なくない。そして、言語に対する支援だけでなく、多文化児童生徒に対する進学指導・就職指導のために、多文化児童生徒の多様な進路指導

の拡充と機会を提供するために、2012年度から、ソウル、忠清北道に職業教育、いわゆるキャリア教育のためのオルタナティブスクールであるダナム学校を運営し、2013年度からは、仁川市にも新設、運営している。これらの学校以外にも「専門大学」<sup>19</sup>や職業系高校の協力の下で美容、料理、自動車整備、などキャリア教育も支援を行なっている。

また、多文化児童生徒を専門家として育成するために、2013年度からは、言語、数学、科学、芸術、体育等の分野にわたり、優れた才能を持った児童生徒を育成する「グローバルブリッジ事業」を展開し、毎年300人ずつ育成している。その代表的な例が、鮮文大学（グローバルリーダーシップ、42人）、大邱大学（数学・科学、53人）、漢陽大学安山キャンパス（言語、45人）、国立ソウル教育大学（数学・科学、37人）、国立韓国教員大学（数学・科学、48人）、国立全北大学（数学・科学、52人）、龍仁大学（芸術・体育、57人）等の7つの大学で実施している<sup>20</sup>。

## 結び

以上、韓国における外国人児童生徒への教育施策について考察した。2000年代に入り、韓国社会に急増した外国人は大きな社会の課題となった。そうした課題を改善するために、教育部では外国人、ことに多文化家族の児童生徒に対する教育支援施策としてKSLカリキュラムを中心に、韓国語や韓国文化センターの教育プログラムを活発に行なわれている。しかし、教育部による施策は、ある意味では教育のあるべき「育成」ではなく、韓国人化や韓国社会への「同和」という支援や援助施策のようなイメージが強く感じられる。

また、彼（女）らのための教育施策も一貫性がなく、学校現場や行政家からも専門的知識も少ないため、教育というより事業のような気がする。

また、地域社会における認識の欠如により、多文化家族の児童生徒のことを韓国人より劣っていると卑下する根強い差別意識の払拭が人権擁護の促進のためにも、大きな課題である。

外国人との共生を目指すのなら、日本でも外国人、ことにアジア人に対する根強い偏見があるように、韓国でも古くから根強い単一民族という意識が残っているため、外国人に対する偏見から、多文化家族に対する根強い差別意識がなくなる限り、外国人との共生できる「多文化社会」を築くことは難題だといえる。それゆえに、制度や法律の整備だけではなく、国家レベルで人種や民族、階級、性などによって発生する差別意識の払拭や違いを認めあうことができる教育を行わなければならないと思う。これは日本の場合も同様であるといえる。

学校教育、特に義務教育には、教育を受ける権利を保障しなければならない。外国人学校の教育内容に国がどの程度関与するかはデリケートな問題であるが、学歴認定を希望する外国人学校に対して国語と社会の授業を義務づけることで、国民統合機能とのバランスを図ろうとするものと評価できる。

## 注

- 1 158万人のうち、長期滞在者は1,120,599人であり、短期滞在者は324,504人で、不法滞在者は177,854人（2012年統計）とされている。長期滞在者の内訳は56%が労働者、14%が結婚移民、7%が留学生、その他が23%である。
- 2 「多文化社会」に関する明確な定義はない。西欧を中心とするOECD加盟国では、移民者が全人口の10%に達していることを指すという（ユンインジン、2008）。
- 3 片親、または2親が外国人である家庭を指す。「多文化家庭」という言葉は、2003年30余りの市民団体からなる「健康家庭市民連携」が最初に使い、その後2006年教育部による「多文化家庭の子女のための支援策」の公布により、広く使われるようになった。
- 4 1948年8月に大韓民国政府樹立後「文教部」として出発したが、1990年12月に「教育部」と、2000年3月に「教育人的資源部」と、2008年2月に「教育科学技術」と、2013年3月に、再び「教育部」と改称された。なお「教育部長官」（文部科学大臣）は副総理の職位である。「教育部」と通称する。
- 5 1998年3月、政府による規制政策を審議・調整し、それらの政策に対し、規制および助言をする目的で大統領直属として組織された。
- 6 1993年6月、ウィーンで開催された国連世界人権大会に参加した韓国の民間団体から政府に国家人権機構の設立の必要性を要請し、97年11月、金大中は「人権制定と国民の人権委員会設立」を大統領選挙公約として発表し、その後3年間の世論調査などに基づき、組織された。
- 7 韓国の公立学校に在籍する外国人の子どもたちや文化的同一性を強いられてきた国際結婚による子どもたちに向き合うための施策で、「方案」とは方向を示したもので「プラン」である。
- 8 この法律の目的は「多文化家族の構成員が、安定的な家族生活を営むことができるようにすることで、これらの者の生活の質の向上及び社会統合に貢献することを目的とする」とある。
- 9 1998年組織された政府の行政機関で女性施策の企画・総合（統括）、女性の權益増進などの地位向上、家族と多文化家族施策の樹立・調整・支援、健康家庭事業のための児童業務及び青少年の育成・福祉・保護に関する事務を遂行する。
- 10 国務会議の庶務、法令及び条約の公布、政府組織と定員、賞勲、政府革新、行政の能率、電子政府、個人情報保護、政府庁舎の管理、地方自治制度、地方自治体の事務支援・財政・税制、立ち後れ地域などの支援、地方自治体間の紛争調停、選挙・国民投票の支援に関する事務を管掌する。
- 11 韓国では資本と技術を保有した国際的な人材の集まる国家を目指し、「国家戦略」として外国人施策を推進することを基本方針とし、現在は2013年1月22日公布された「第2次外国人施策基本計画（2013-2017）」によって運営している。
- 12 代表的なものとして移住者のための青少年支援財団など民間団体が運営する「レインボースクール」がある。
- 13 これによると、韓国語学習は週10時間程度としている。
- 14 教育部及び国立国際教育院の実施・認定する韓国語を母語としない人や在外外国人を対象とした韓国語の試験である。最上級の6級から最下級の1級まで6つの等級に分けられる。
- 15 学級定員は20人である。「高等学校以下各級（各種）学校設立運営規定」（大統領令第22234号）第1条（目的）と多文化家族支援法（法律第12079号）第1条に基づき、多文化児童生徒が学校教育に適応することができるように、支援することを目的に正規の学校に編入学する前に適応教育を受けさせることを狙いとする教育機関で、2011年3月、ソウル、釜山、光州に3校を立ち上げ、2013年3月に52校、2014年3月に79校となっている。カリキュラムは韓国語、韓国文化、「韓国社会に生きるための基本的な生活習慣」の3教科を中心に、基本的には、6ヶ月から1年間であるが、本人の希望に応じて最大2年間、在籍することができる。
- 16 多文化予備学校とKSL研究学校とは異なり、通常、教員1人が特別学級を担当する。より安定的に韓国語教育を運営することができる利点を持ってお



- り、今後KSLの運営機関の拡大する際には積極的に検討する運営機関と考えられる。2014年3月現在、正規の学級として編成されたのは全国に15校、放課後プログラムとして設けられたのは18校、保護者を対象にするクラス4校である。
- 17 2年間（2013年3月-2015年2月）実施する条件で、2013年に30校が指定された。
  - 18 <http://www.moe.go.kr/web/45859/ko/board/view.do?bbsId=294&boardSeq=52944>  
教育部学生福祉政策課「報道資料」2014年3月17日。
  - 19 大学が修学年限4年で研究職を養成するのが目的となっているのに対し、専門大学は修学年限が2・3年制で、実務教育が中心となっている。卒業すると専門学士の学位を得る。
  - 20 教育弘報担当官室「報道資料」2013年3月17日。

## 参考文献

- キム スングォン・キム ユギョン・チョ エジヨ・キム  
ヘリョン・イ ヘギョン・ソル ドンフン・チョン  
ギソン・シム インソン (2010). 2009年全国多文化  
化家族実態調査研究 韓国保健社会研究院  
教育部 (2010). 10年多文化家庭児童生徒教育支援計  
画 教育福祉施策課  
教育部 (2010). 市道教育庁多文化教育資料集施策お  
よび保有現況調査 教育福祉局  
法務部 (2008). 第1次の外国人施策基本計画 (2008  
～2012) 法務部  
法務部 (2012). 2012年外国人施策施行計画 法務部  
女性家族部 (2010). 多文化家族支援施策基本計画  
(2010～2012) 女性家族部  
女性家族部 (2012). 2012年多文化家族支援施策 女  
性家族部  
教育部, 中央多文化教育センターの内部資料, HPな  
ど  
小桐間徳 (2014). 韓国における外国人学校制度の動  
向と日本への示唆 国立教育政策研究所紀要第  
143集  
ユン インジン (2008). 韓国的多文化主義の展開と特  
性：国家と市民社会を中心に 韓国社会学, 42,  
72-103.

